

指定関係書類一覧表(廃止・新規)

書 類 名	必要部数
1. 指定自動車整備事業指定申請書	4部
2. 事業者及び事業場の沿革	4部
3. 自動車検査員選任届	4部
4. 事業場組織図	4部
※複数の拠点がある場合は全体組織図も添付	4部
5. 経過説明書	} 又は貸借対照表及び損益計算書 4部
6. 事業計画書	
7. 議事録の写し	4部
8. 合併等契約書の写し	4部
9. 指定自動車整備事業廃止届	4部
10. 指定書(原本)	1部
11. 法務局に新会社の登記申請の手続きをしようとする 書面の写し <法務局の受付なし>	1部
12. 法務局に新会社の登記申請の手続きをしたことが わかる書面の写し <法務局の受付あり>	1部
13. 指定申請代 (1拠点につき29,000円)	
14. その他	

※ 新会社の指定番号は、新番号と旧番号のどちらかを選択できます。

※ 新会社の指定決裁の連絡を受けた後、指定整備ができます。適合証の交付番号は1番からとなります。認証番号は変わりません。

※ 新会社へ移行する前の月は、管理責任者と工員の異動はしないようにして下さい。